

開示申請書

(西暦)

年 月 日

ケン不動産投資顧問株式会社
個人情報対応係 御中

※下記の太枠内は、すべてご記載下さい。

申請者	〒	—
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	印
	連絡先電話番号(自宅・携帯番号・勤務先・その他())	
— —		
あてはまるものにチェックをつけて下さい。 <input type="checkbox"/> ①本人 <input type="checkbox"/> ②法定代理人 <input type="checkbox"/> ③委任による代理人		
上記申請者は、開示対象者本人に関する御社の保有個人データにつき、この申請書に記載された事項を了承のうえ開示請求します。またこの申請書の記載内容については事実に相違ありません。		
上記申請者が 法定代理人 または 委任による代理人 の場合には、下記に開示対象となるご本人の住所、氏名、連絡先を必ずご記入ください。		
開示対象となる本人	〒	—
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	印
	連絡先電話番号(自宅・携帯番号・勤務先・その他())	
— —		

保有個人データの確認に使用致しますので、下記事項の該当項目に○をつけ、またはご記入をお願い致します。

①賃貸人様・賃借人様・入居者様・売主様・買主様・建物管理委託者様・その他()
②御物件名など()
③弊社とのお取り引き時期()
④お取り引き頂いた部署・支店名など()
⑤開示請求をされた回数 ()回目

※ 以下は必ずご確認下さい。

1. 注意事項

- ① 必要事項がすべて記載された所定の開示申請書、ご本人様であることの確認書類および手数料・郵送料の一式を上記担当窓口にて受領した時点で、お客様からの正式な開示請求がなされたものとさせて頂きます。
- ② 所定の申請書類に不備がある場合には、開示できない場合があります。また、開示請求に伴う手数料等の支払いがない場合は、開示できません。
- ③ 代理人による申請の場合に、代理権が確認できない場合は開示いたしません。また、代理権の確認のためご本人様に連絡させて頂く場合があります。
- ④ 個人データ確認手続きの関係上、開示書類のお渡しに時間がかかる場合があります。あらかじめご了承下さい。

- ⑤ 調査の結果、対象となる個人データを保有していない場合には、その旨を通知いたします。
- ⑥ ご本人様または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れのある場合、弊社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす場合、法令に違反することになる場合には、全部または一部を不開示とさせていただきます。
- ⑦ 開示の方法は書面により行い、原則として本人を受取人として、住民票に記載の住所に本人限定受取郵便（特例型）で郵送します。（委任による代理人が申請者の場合でも、開示対象者本人を受取人として住民票に記載の住所に郵送します。法定代理人が申請者の場合には法定代理人を受取人として、住民票に記載の住所に郵送します。）
なお、封筒には受取人の電話番号を記載します。郵便物の受け取りにつきましては、郵便局から受取人宛に連絡等があり、本人確認のうえで、受取人の住所または郵便局で郵便物を受け取ることができます。
- ⑧ この開示手続きでご提供された個人情報は、本人確認、保有個人データとの照合、本人または申請者（代理人）との連絡等の開示手続きに必要な範囲に限り利用させて頂きます。
- ⑨ 申請書類および手数料等は、ご返却いたしません。

2. 開示請求に必要な書類について

必要書類は以下のとおりです。(a)は①②、(b)は①②③、(c)は①②③が、それぞれ全て必要となります。

(a)本人が申請者の場合	①住民票(あるいは外国人登録証明書)※ ②公的機関が発行した氏名住所の記載がある身分証明書のコピー（例：運転免許証、保険証、パスポート等）
(b)未成年者の法定代理人が申請者の場合	①法定代理権を証明する書類（戸籍謄本）※ ②法定代理人の住民票(あるいは外国人登録証明書)※ ③公的機関が発行した法定代理人の氏名住所の記載がある身分証明書のコピー（例：運転免許証、保険証、パスポート等）
(c)成年被後見人の法定代理人が申請者の場合	①法定代理権を証明する書類（登記事項全部証明書）※ …法務局にご確認下さい。 ②法定代理人の住民票(あるいは外国人登録証明書)※ ③公的機関が発行した法定代理人の氏名住所の記載がある身分証明書のコピー（例：運転免許証、保険証、パスポート等）
(d)委任された代理人が申請者の場合	①本人が発行する委任状（必ず実印で押印下さい） ②本人の印鑑証明書※ ③本人の住民票※ ④代理人の住民票(あるいは外国人登録証明書)※ ⑤公的機関が発行した代理人の氏名住所の記載がある身分証明書のコピー（例：運転免許証、保険証、パスポート等）

ご注意）※の書類については、取得後3ヶ月以内のものに限ります。

3. 手数料等について

1回の申請ごとに手数料1,700円が必要です。

費用のお支払い方法は、1,700円分の郵便定額小為替を申請書類に同封して下さい。

なお、小為替の表面・裏面には、絶対に何も記入しないで下さい。

以上

（以下 ケン不動産投資顧問処理欄）

部門長	確認②	確認①